西志津スポーツ等多目的施設用地の管理に関する内規

［目的］

第１条　この内規は、市街地における西志津スポーツ等多目的施設（以下「施設」という。）を利用することにより、市民の健康づくり、体力の向上に寄与することを目的とし、また、非常時の防災拠点とするため施設の管理について必要な事項を定める。

［管理］

第２条　施設の管理及び事務は、佐倉市が行うものとする。

［管理の範囲］

第３条　施設の管理の範囲については次のとおり定め、必要な維持管理を行う。

（１）　スポーツゾーン

（２）　フリーゾーン

（３）　駐車場

（４）　植栽その他附帯設備

［利用手続き及び承認］

第４条　施設を団体で利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ佐倉市の承認を受けなければならない。

２　利用者は、利用予定日より前に、施設利用承認申請書（別記様式第１号）を佐倉市に提出し、利用の承認を受けなければならない。

３　佐倉市が施設の利用を適当と認めたときは、施設利用承認書（別記様式第２号）を利用者に交付するものとする。

［利用の禁止］

第５条　施設利用において、次の各号のいずれかに該当する場合は個人、団体を問わずその利用を認めないものとする。

（１）　特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用その他政治的活動のための利用

（２）　特定の宗教を支持し、又はこれらに反対するための利用、その他宗教的活動のための利用

（３）　もっぱら営利を目的とするための利用

（４）　周囲に危険が及ぶ行為及び犬などを入れること

（５）　その他、他の利用者及び周辺住民に迷惑がかかる恐れのある行為をすること

［利用の中止］

第６条　佐倉市は、利用者がこの内規に反する行為をしたと判断したときは、施設の利用を制限し、若しくは中止又は施設からの立退きを命ずることができる。

［利用者の弁償責任］

第七条　利用者は施設、設備を故意又は重大な過失によって破損若しくは亡失したときは弁償の責を負うものとする。

［附則］

１．この内規は、平成１３年１２月１日から施行する。

２．この内規は、平成２０年４月１日から施行する。

３．この内規は、令和４年２月１日から施行する。

４．この内規は、令和５年７月１３日から施行する。

別記様式第１号

西志津スポーツ等多目的施設利用承認申請書

年　　月　　日

（あて先）佐倉市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所

　　　　　　　　　　　　　 申請者　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話

　下記のとおり西志津スポーツ等多目的施設を利用したいので申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用期日 | 　令和　　年　　月　　日　（　　） |
| 利用時間 |  |
| 利用目的 |  |
| 利用場所 |  |
| 利用区分 | 一　般　　　 　　　名 | 高・大学生　　　　　　　　名 |  小・中学生　　　　　　　　　名 |

　※　利用場所については、位置図を添付してください。

その他資料となるもの。

別記様式第２号

西志津スポーツ等多目的施設利用承認書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

佐倉市長　　　　　　　

　下記のとおり西志津スポーツ等多目的施設の利用を承認します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用期日 | 　令和　　年　　月　　日　（　　） |
| 利用時間 |  |
| 利用目的 |  |
| 利用場所 |  |
| 利用区分 | 一　般　　　 　　　名 | 高・大学生　　　　　　　　名 |  小・中学生　　　　　　　　　名 |
| 利用条件 |  |